被扶養者がいる組合員の皆さまへ

被扶養者の認定取消手続を 忘れずに行ってください



収入の超過等による被扶養者の遡及取消が大変多くなっています。

遡って認定取消となると、その間で医療機関を受診している場合、公立共済が負担した医療費を返還していただくことになります。

遡及取消の場合、返還額が高額となる場合がありますので、ご注意ください。

下記のフローチャートを確認し、認定取消となる場合は速やかに手続を行ってください。

- 1 原則として年間収入の多い扶養義務者が扶養することとなります。(夫婦共同扶養等)
 - ○組合員とその配偶者が共に働いていて、子どもを扶養している場合、双方の年間収入を比較して、収入の多い者の被扶養者とすることとなっています。
- 注1「扶養手当」の支給が行われる場合は、その支給を受けている者の被 扶養者として認定します。
- 注2「扶養手当」の支給が行われない場合は、組合員の収入が多いか、夫婦双方の年間収入が同程度(収入の差額が1割以内)であるか、夫婦とも組合員であるときは、認定を受けることができます。
- 2 年額限度額は130万円未満 (障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は、180万円未満)です。将来に向かって見込まれる収入が、年額限度額未満である必要があります。
- 注 年収は、1月から12月までの暦年や年度ではなく、ある月から12か月分の収入の合計額が年額限度額に達したときは、達した月の給与支払日で認定取消となります。
- 3 月額限度額は108,334円未満 (障害年金受給者または60 歳以上の公的年金受給者は、150,000円未満)です。
 - ○パート、アルバイト等で、月の稼働日数等が定まらず、 月額給与が月額限度額を超えたり超えなかったりと変動 する場合でも、3か月連続して月額限度額以上になった ときは、4か月目の初日で認定取消となります。
- ○パート、アルバイト等であっても、採用当初から月額給与が継続して月額限度額以上である場合は、採用されたときから認定取消となります。(月の中途から採用されている場合でも、その月の給料が1か月分支払われたとすると、採用当初から月額限度額以上の額が見込まれる場合も同様です)
- 4 ほかの健康保険に加入した日が資格喪失日となります。 ただし、それ以前にパート、アルバイト等の収入が上記 の限度額以上となった場合は、さらに遡って認定取消と なります。

被扶養者資格確認チャート スタート 11ほかの扶養義務者と比 少ない 較して、組合員の方が ▮ ■ □ 収入は多いですか? 多いまたは組合員の ほかに扶養義務者は いない 年額 限度額 以上 2被扶養者の年収は年額 限度額未満ですか? 年額限度額未満 月額 限度額 D/F 3被扶養者の月収は月額 限度額未満ですか? 月額限度額未満 加入して 4被扶養者は、就職等に いる よりほかの健康保険に 加入していませんか? 加入していない 被扶養者の要件を 被扶養者の要件を欠い 備えていますので、 ていますので、 認定取消手続の 速やかに認定取消の 必要はありません。 手続を行ってください。

問合せ先

給付貸付課資格担当

203-5320-6826